

禁止地域の許可基準一覧

〒818-0198 福岡県太宰府市觀世音寺1-1-1

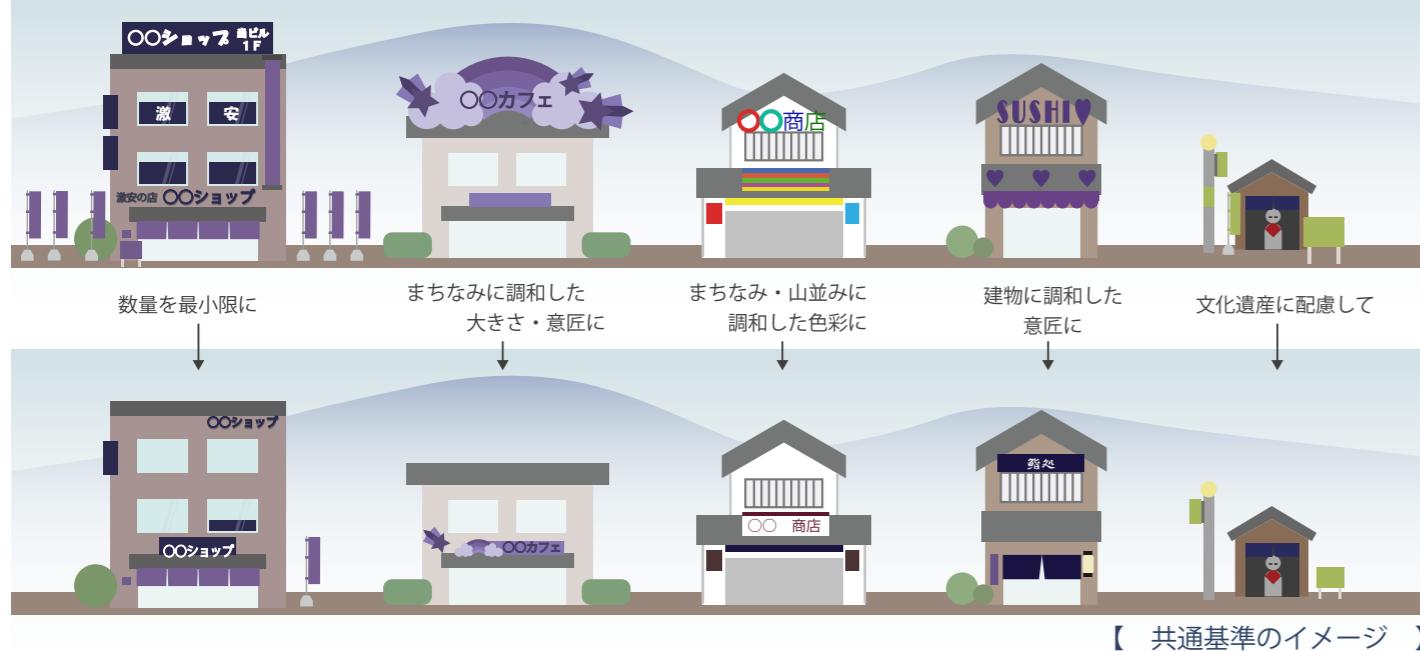
太宰府市 都市整備部 都市計画課
景観・歴史のまち推進係

TEL: 092-921-2121 Email: urban-planning@city.dazaifu.lg.jp

禁止地域で屋外広告物及び掲出物件を表示・設置する際は、①共通基準、②個別基準、③敷地内総量をお守りください。

①共通基準（屋外広告物表示の方針）

- 屋外広告物の数量は、集約化を図るなど、最小限にとどめること。
- 屋外広告物の大きさ、高さ、形態意匠は、周囲のまちなみから突出しないこと。
- 屋外広告物の色彩は、周囲のまちなみや山並みに調和したものとすること。
- 建築物、工作物に付属する屋外広告物は、当該建築物、工作物との調和を図ること。
- 文化遺産の周辺においては、文化遺産の見やすさや使いやすさに配慮し、できる限り非自家用広告物の設置を避けること。
- 道路法、建築基準法等、市条例以外の法令の適用を受ける広告物にあっては、これらの法令の規定に適合させること。



【経過措置】

- 本制度施行前から表示されている物件や、制度の改正後に新基準に不適格となる物件は、その物件を変更・改造するときまで引き続き表示できます。
- 本制度施行前は許可申請不要で、本制度では許可申請を要するものは、その物件を変更・改造するときまで引き続き許可申請不要で表示できます。

【許可申請手続き不要の物件】

本地域では、次の①～③のいずれかに該当する屋外広告物は許可申請不要で表示できます。

※許可申請手続きの有無に関わらず、許可基準を順守してください。

①自家用屋外広告物で屋外広告物の合計表示面積が5m²以下の場合②管理用広告物で屋外広告物の合計表示面積が3m²以下の場合

③次のa～jのいずれかに該当する場合

①～③に該当しない
ものはすべて事前に
申請が必要です

- 他法令の規定で表示義務があるもの
- 公共団体が公共目的で表示するもの
- 公職選挙法の規定により選挙運動のために表示するポスター、立看板等
- 冠婚葬祭・祭礼のため一時的に表示するもの
- 講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会等のため、会場敷地内に表示するもの
- 人、動物、自動車を除く車両、船舶等に表示するもの
- 政治団体が表示す簡易広告物等で、表示期間が1か月以内のもの
- 工事現場の板塀等に表示するもので、非営利のもの（工事期間中に限る）
- 公益施設等への寄贈者名等の表示で、物件面積の1/20以内かつ0.5m²以内のもの（1個まで）
- 自動車の外装に表示するもので、次の①, ②のいずれかに該当するもの
 - 市内に車庫登録しているもので、表示面積の合計が10m²以内のもの（路線バスを除く）
 - 市外に車庫登録しているもので、当該地の屋外広告物制度に準拠したもの

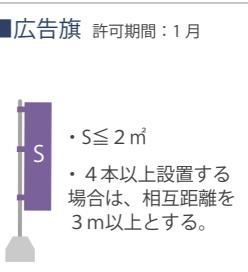
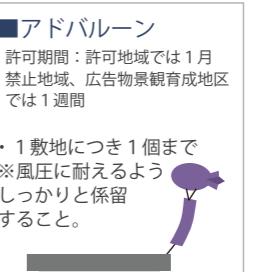
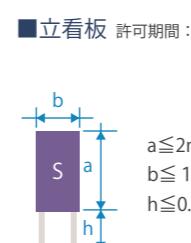
この資料は禁止地域の制限
の概要をまとめたものです。

本制度では、この資料に記載の事項
のほかにも「禁止広告物」「禁止物件」
などの禁止事項があります。

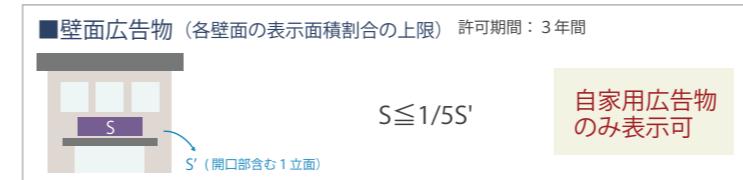
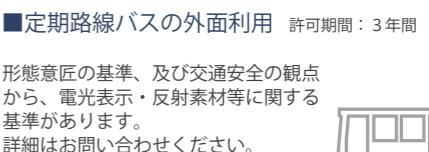
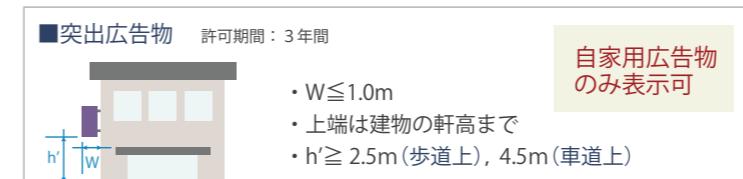
また、屋外広告管理者の届出制度や
広告物協定制度などもあります。

この資料に記載していない詳しい内容
は「太宰府市屋外広告物等に関する制度
の手引き」をご確認ください。

②個別基準



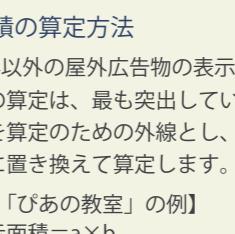
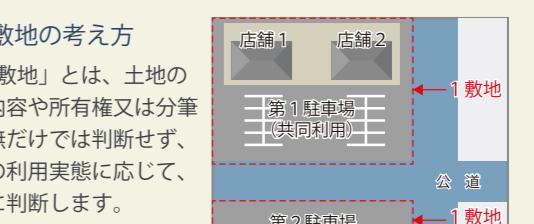
※許可期間が1週間～1ヶ月の屋外広告物のうち、良好な管理が行われていると特に認められるものは、許可期間を最大3年まで延長することができます。

自家用広告物
のみ表示可

自家用広告物
のみ表示可
・W≤1.0m
・上端は建物の軒高まで
・h'≥2.5m(歩道上), 4.5m(車道上)



自家用広告物
のみ表示可
・H≤6m
・S≤3m² (1面あたり)



■特例制度

太宰府市景観・市民遺産審議会は、景観・市民遺産に関する事項を審議する付属機関で、有識者・関係団体・市民代表によって組織しています。許可基準に満たない場合でも、この審議会で「太宰府の良好な景観形成に寄与する」と特に認めた場合は、特別に許可することができます。

